令和3年度 第4回諸塚村農業委員会総会「議事録」

開催期日	令和4年2月10日(木)
時間	16時00分~16時31分
会 場	諸塚村役場 第2·3委員会室
出席	委員 1番 甲斐長生2番 黒木 健3番 中田真吾 5番 小川光成6番 甲斐早苗7番 永坂作一 8番 見原隆明(会長) (4番 奈須高光委員欠席) 事務局:事務局長(中田直樹)・書記(伊藤聖子)

「議事日程」

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議事録署名委員の指名
- 4. 議 事

議案第10号 非農地証明願について 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 5. 協議·報告事項
- 6. 閉 会

	開会 午後4時00分
書記	それでは時間になりましたので、只今から令和3年度第4回諸塚村農業委員会総会を開会いたします。 はじめに総会の成立でございますが、本日ご出席の委員の皆様は7名であります。定足数を満たしておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、4番奈須高光委員は欠席の報告がきております。
見原会長	年を明けて初めての総会であります。依然としてコロナウイルス感染症が猛威を振るっております。予定しておりました農業委員の視察研修も中止といたしました。今日は年明けて初めての総会で、積もる話もあろうかと思いますが、意見交換会もこういう状況ですから今回は計画しておりません。今日は現地視察も計画しておりますが、案件審議の時間によっては現地に行けないかもしれないということです。熱心に協議をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
書記	ありがとうございました。 それでは、次に議事録署名委員の指名をお願いします。
見原会長	議事録の署名委員を指名します。6番甲斐早苗委員、7番永坂作 一委員よろしくお願いします。

書記

それでは会議規則によりまして、会長に議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

見原会長

議案第10号、非農地証明願について事務局から説明をお願いします。

書記

1ページをお開きください。

○○氏から非農地証明願いが提出されました。2ページをお開きください。申請地は、諸塚村大字家代○○番地○の1筆で、面積は177㎡、地目は田ですが現況は原野となっています。10年以上耕作されておらず、農用地区域でもありません。また、中山間交付金の対象地にもなっておりません。3ページが航空写真です。場所は、釜の前集落の△△氏宅の進入路の上部になります。4~5ページが現地確認写真です。以上、審議をお願いします。

見原会長

担当委員の説明をお願いします。

小川委員

場所は、△△さん宅の入り口の上になるところです。10年以上耕作していません。農業機械も入りにくいということで、放棄している所です。草木が茂って見栄えが悪いということで、△△さんが盆と正月前に数年前から丁寧に草木を除去しております。ここは、田が2枚で1筆になっています。以上です。

見原会長

担当委員からの説明が終わりました。意見はありませんか。 ここは、〇〇さんの所有ですか。

小川委員

はい、そうです。

見原会長

何か考えがあるのでしょうか。

小川委員

△△さん宅の入り口が狭いので、広げたいと考えているようです。

甲 斐(長) 委員 理由は聞いていないのですか。

小川委員

 \triangle \triangle さんが、道路を広げたいということです。5年以上前から、 \triangle \triangle さんが景観上除草等をしているようです。

見原会長

昔、人海戦術で農業を営む時代は食べ物が一番だったので、猫の額程であっても耕作していました。今は機械化になって、また食べ物も簡単に手に入るようになり、このようなことも増えてくるだろうと思います。皆様方の判断をお願いしますが、この案件は最終的には県の判断になりますか。

書記

非農地の判断は農業委員会になります。

事務局長

非農地判断の証明があれば、法務局で農地以外の地目に変更できるのですが、現状がきれいに管理されていますので、最終的には法務局の判断になろうかと思います。

見原会長

現地の事情を知っているのは地元の農業委員ですので、非農地 証明は出せる訳ですね。

事務局長

非農地であるという証明は、本日皆さんのご承認がいただければ出せます。後は、法務局の判断になります。

見原会長

この写真では、何か作付けされているのかと思いました。

事務局長

現状が綺麗に管理されていますので、そう見えるかもしれません。

見原会長

家の近くでもあるし、道路を作ることについては全く問題ないと思いますが、木を植えたりすると迷惑をかけると思います。

書記

△△さんからは、家の入り口になるので、見栄えもあり年に数回草木の除去をさせてもらっているということでした。

見原会長

状況は担当委員が一番知っておりまして、先程説明があったとおりですが、農業委員会として承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

それでは、議案第10号非農地証明願については全員挙手で承認されました。

それでは、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

書記

6ページからになります。

農地の一部である法面に、太陽光パネルが設置されるため転用の 申請が必要となる案件です。

平成30年度の太陽光発電整備事業において、柳の越園芸団地の法面にソーラーパネルが設置されております。平成31年1月30日に開催されました、平成30年度第3回農業委員会総会にて承認され、既に転用手続きがされております。

別添資料をご覧ください。前回の許可書になります。今回、3年の許可期間が満了となるため、改めて申請されたものです。次のページ、太陽光発電設備を農地の法面または畦畔に設置する場合の取り扱いについて、をご覧ください。

太陽光発電設備の設置については、周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがないようにする必要があることなどから、一時転用許可の対象として可否を判断するものとするとされ、申請にかかる転用期間は3年以内の期間であること、とされています。次のページになります。転用期間が満了する場合には、改めて1の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする、とされて

います。

総会資料の6ページからが説明資料になります。許可を受けようとする土地は、柳の越園芸団地の一部の法面にあたるところで、大字家代字古野山〇〇番地〇、面積11,007㎡のうち800㎡にソーラーパネルが設置されています。最後のページが現在の写真になります。申請者は諸塚村になります。ご審議をお願いします。

見原会長 担当委員は2番委員ですか、説明をお願いします。

書記 今回は、急な案件でありましたので、立ち会いによる確認はしておりませんが、小川委員が今回の団地に入植されておりますので、説明をお願いできればと思います。

小川委員 太陽光パネルができたのが、平成31年になります。財政的な援助 もあり大変助かっております。団地のメンバーで、太陽光パネル周辺 の除草作業等の管理を受託しております。

見原会長電気はどこに送電されているのでしょうか。

小川委員 園芸団地に25万円入るようになっています。

事務局長 売電収入は村に入っています。その財源で、園芸団地の方に管理を委託しています。

見原会長順調にいっているのでしょうか。

事務局長はい、順調に稼動してます。

見原会長 村としても入植者としても、設置を継続した方がいいということです ね。

甲 斐(長) 写真はドローンで撮ったのでしょうか。 委員

書記はい、そうです。

見原会長パネルは最終的に何年で廃棄処分になるのでしょうか。

事務局長 フィットの固定価格での買い取りが20年だったと思いますので、一つの区切りは20年になろうかと思います。

見原会長
そういうことであれば、反対する理由もないわけですが。

永坂委員 これからも、3年に1回は許可を受けなければいけないのですか。

事務局長	はい、そうなります。
書記	農地法面への太陽光パネルの設置は、一時転用の手続きしかできないようで、3年以内の区切りになっているようです。
事務局長	永久転用は認められないということです。
見原会長	それでは、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議案第11号、農地法第4条の規定による許可申請については、 全員挙手で承認されました。 審議が終わりましたので協議、報告事項に入ります。
書記	(書記より、太陽光発電設備を農地の法面または畦畔に設置する場合の取り扱いについて補足説明) その他報告事項等 ・視察研修の中止について ・各種研修の中止について ・タブレットの導入について ・情報交換、その他
見原会長	他になければ、終了したいと思います。
書記	(書記より事務連絡を行う)
	以上をもちまして、第4回総会を終了します。ありがとうございました。
	終了 午後4時31分

農業委員会等に関する法律及び諸塚村農業委員会会議規則の規定によりこの議事録を作成し、会議内容に相違ないことを証するため署名押印する。

令和4年2月10日

議長(会長)	
6番 委 員	
7番 委 員	